

# 一般財団法人高度人材育成機構 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人AI人材育成機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、AI時代における社会の要請に応え得る人材の育成、ならびに当該人材が有するスキルの活用・普及および教育研修学習の振興を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. AI人材育成に関する日本および世界の動向、活用状況や今後の活用方法、ビジネスモデルなどの調査研究および情報の提供
2. AI人材育成に関する日本および世界の教育研修学習の推進に寄与する表彰、認定および啓発活動
3. AI人材育成の普及および教育研修学習の発展に関連する会議・セミナー、展示会などの開催
4. AI人材育成および指導のための学校の設置、教材・書籍の提供
5. AI人材育成に関わる人材の交流
6. AI人材育成のスキル評価と第三者認定などに関わる事業
7. その他前各号に関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 財産及び会計

(設立者の名称及び所在並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の名称及び所在並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

所在	東京都新宿区西新宿7丁目2番4号 新宿喜楓ビル 3階
設立者	株式会社 ネットラーニングホールディングス
拠出財産及びその価額	現金 1,000万円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(評議員)

第7条 当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員選任委員会にて行う。

2 評議員選任委員会は、評議員3名 外部委員3名 合計6名で構成する。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第10条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### 第2節 評議員会

(権限)

第11条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第12条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第13条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第14条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、通知しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会 決議事項)

第 16 条 評議員会は法令に定める事項の他、次の事項について決議する。

1. 重要な事業計画に関する事項
2. 予算決算その他重要な経理に関する事項
3. 重要な人事に関する事項
4. 会員規約・約款・その他重要な文書の 制定・開発に関する事項
5. その他業務遂行に関する重要な事

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第 189 条第 2 項の決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第 18 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 19 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し議長及び出席した評議員 1 名は、これに署名若しくは記名押印 する。

## 第 4 章 役員及び理事会

### 第 1 節 役員

(役員)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 15 名以内

監事 2 名以内

- 2 理事のうち 2 名を代表理事とし、代表理事理事長、代表理事副理事長とする。理事のうち 1 名を学長理事とすることができる。理事のうち 1 名を常務理事とすることができる。学長理事は代表理事理事長、代表理事副理事長は兼務とすることができる。

(選任等)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事理事長、代表理事副理事長、学長理事、常務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 代表理事理事長は、対外的に当法人を代表し、代表理事副理事長は、業務を統括し、学長理事は業務を執行し、常務理事は、代表理事および学長理事を補佐しかつ当法人の日常業務を執行する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第29条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 当法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般法人第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

## 第2節 理事会

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序より他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提

案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し議長およびその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名または記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第5章 顧問、事務局及び委員会

(顧問)

第38条 当法人は、法人の目的に関する専門的知見をもつ顧問を置くことができる。

2 顧問に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第39条 当法人の運営と事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員をおくことができる。

3 事務局の組織および運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第40条 理事会は、当法人の活動に応じて各委員会を設置することができる。

## 第6章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第42条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第43条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第44条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 附 則

(設立時評議員)

第45条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 岸田敢 岸田努 李在範 吉田俊明

(設立時役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 白井克彦 岸田徹 深澤良彰(学長理事) 中山透維

設立時代表理事 白井克彦(代表理事理事長) 岸田徹(代表理事副理事長)

設立時監事 山田紋子

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2023年3月31日までとする。

(設立者の名称及び所在)

第48条 設立者の名称及び所在は、次のとおりである。

所在 東京都新宿区西新宿7丁目2番4号 新宿喜楓ビル3階

設立者 株式会社ネットラーニングホールディングス

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人 AI 人材育成機構設立のため、設立者 株式会社ネットラーニングホールディングスの定款作成代理人司法書士平井幸男は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

2022年 3月 日

設立者 株式会社ネットラーニングホールディングス

定款作成代理人

司法書士 平井幸男